

証券コード 8897

平成30年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
株式会社タカラレーベン
代表取締役社長 島 田 和 一

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成30年6月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング 南館 4階 鉄鋼カンファレンスルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役11名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（54～55頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、平成30年6月26日（火曜日）午後6時までに行使してください。
- (3) 議決権の重複行使の取扱いについて
複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.leben.co.jp/corp_ir/ir/stockinfo/procedure.html）に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」なお、これらの事項は、監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.leben.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、政府の各種経済政策により、企業収益や雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復が継続いたしました。一方で、近隣国の地政学リスク、米国経済政策の動向や、国際情勢の緊張感の高まり等、国外における不透明感などから引き続き注視が必要な状況となっております。

当社が属する不動産分譲市場では、首都圏においては、建築コストの高騰による販売価格の上昇を受け、販売進捗の好不調の二極化が進んでおります。需要面については、単身世帯や共働き世帯の増加、価値観の変化により、ライフスタイルに変化が見られており、立地や生活利便性に対するニーズに加えコンパクトマンション需要が増加傾向にあります。一方で、地方中核都市においては、コンパクトシティー化の流れもあり、引き続きアクティブシニア層を中心に高い需要があり、堅調に推移いたしております。

平成29年の全国マンション発売戸数は4年ぶりに増加したものの、3年連続で7万戸台で推移しております。そのような中、当社は5年連続でランキングトップ10入りを果たし、独立系不動産総合デベロッパーとして、不動産分譲市場において安定的に供給を行う役割を担っております。

このような状況下におきまして、当社は、平成30年5月14日に新中期経営計画を公表し、外部環境や内部環境の様々な変化に迅速かつ適切に対応することに加え、安定収益の確保を進めてまいります。

今後も、自社企画新築分譲マンション「レーベン」シリーズをメインブランドとし、一貫したコンセプトである「誰もが無理なく安心して購入できる理想の住まい」を常に心がけながら、「幸せを考える。幸せをつくる。」を企業ミッションとし、時代背景を的確に捉えた商品企画に取り組み、お客様を重視した企業活動を推進して参ります。

当連結会計年度の業績は、売上高110,851百万円（前年同期比7.0%増）、営業利益12,597百万円（前年同期比21.7%増）、経常利益11,792百万円（前年同期比24.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7,367百万円（前年同期比20.6%増）となっております。

事業別概況

(不動産販売事業)

新築分譲マンションの売上高60,368百万円、新築戸建分譲及び中古マンションの販売等の売上高18,973百万円により、当事業売上高は79,341百万円（前年同期比0.4%減）となっております。

(不動産賃貸事業)

アパート、マンション及びオフィス等の賃貸収入により、当事業売上高は5,472百万円（前年同期比8.2%増）となっております。

(不動産管理事業)

受託管理戸数49,650戸からの管理収入等により、当事業売上高は4,000百万円（前年同期比9.1%増）となっております。

(発電事業)

稼働済み発電施設の売却収入及びその他発電施設の売電収入により、当事業売上高は18,239百万円（前年同期比64.2%増）となっております。

(その他事業)

建設の請負、大規模修繕工事の受注等により、当事業売上高は3,797百万円（前年同期比8.1%減）となっております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は30,302百万円であり、主なものは、事業用資産の取得30,267百万円、その他35百万円等であります。

③ 資金調達の状況

分譲マンションの開発資金については、開発期間にわたり金融機関からの借入により資金調達を行っております。

なお、資金調達の安定性と機動性を確保するため、金融機関44社との間で41,320百万円のコミットメント・ライン契約及び当座貸越契約を締結しており、当期末現在22,227百万円を調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 43 期 平成27年3月期	第 44 期 平成28年3月期	第 45 期 平成29年3月期	第 46 期 (当連結会計年度) 平成30年3月期
売 上 高 (百万円)	76,956	76,268	103,599	110,851
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	5,718	4,308	6,107	7,367
1株当たり当期純利益 (円)	50.61	38.99	56.14	68.12
総 資 産 (百万円)	101,738	129,744	139,874	177,975
純 資 産 (百万円)	31,189	33,677	36,792	42,907
1株当たり純資産額 (円)	279.11	304.71	339.29	394.90

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社レーベンコミュニティ	60	100	不動産管理事業
タカラアセットマネジメント株式会社	250	100	投資運用業
株式会社タカラレーベン東北	80	100	不動産販売事業
株式会社タカラレーベンリアルネット	30	100	不動産流通事業
株式会社タカラプロパティ	30	100	賃貸管理事業
株式会社レーベンゼストック	10	100	不動産買取再販業
株式会社日興タカラコーポレーション	200	100	不動産販売事業
株式会社日興プロパティ	30	100	賃貸管理事業
株式会社タカラレーベン西日本	98	100	不動産販売事業

- (注) 1. 株式会社住宅情報館は、平成29年4月1日付で株式会社タカラレーベン西日本に社名を変更しております。
 2. 株式会社タフコは、平成30年1月19日付で株式会社レーベンゼストックに社名を変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社の当面の課題は、人材育成であると考えております。特に持続可能な組織を構築していく上では、中間層の人材育成が必要不可欠であります。階層別研修の実施、企業文化の再浸透を図ること等で、従来のスピード感を持った経営判断は維持しつつ、より強固な組織体制の構築を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

① 不動産販売事業

当社、(株)タカラレーベン東北及び(株)タカラレーベン西日本は、新築分譲マンション「レーベン」シリーズ等の企画開発及び販売を行っております。また、持分法適用関連会社である(株)サンウッドは、東京都心部をコアエリアに、新築分譲マンション等の企画開発及び販売を行っております。

(株)日興タカラコーポレーションは、新築戸建分譲事業を行っております。

(株)レーベンゼストックは、中古マンションのリニューアル再販事業を行っております。

② 不動産賃貸事業

当社は、首都圏をコアエリアにアパート、マンション及びオフィス等の賃貸事業を行っております。また、連結子会社である(株)タカラプロパティ及び(株)日興プロパティにおいて、賃貸管理事業を行っております。

③ 不動産管理事業

連結子会社である(株)レーベンコミュニティにおいて、分譲マンションの総合管理事業等を行っております。

④ 発電事業

当社は、再生可能エネルギーを活用した発電事業を全国で行っております。

⑤ その他事業

・介護事業

連結子会社である(株)レーベンコミュニティにおいて、リハビリ特化型デイサービス事業を行っております。

・建設事業

連結子会社である(株)日興タカラコーポレーションにおいて、建設事業を行っております。

・その他事業

当社グループにおいて、販売代理受託、投資運用業等、上記以外の事業を行っております。

(6) 主要な営業所 (平成30年3月31日現在)

名称	所在地
株式会社タカラレーベン	本社 (東京都千代田区)、 北関東支店 (埼玉県さいたま市浦和区)、 大阪支社 (大阪府大阪市中央区)
株式会社レーベンコミュニティ	本社 (東京都千代田区)
タカラアセットマネジメント株式会社	本社 (東京都千代田区)
株式会社タカラレーベン東北	本社 (宮城県仙台市)
株式会社タカラレーベンリアルネット	本社 (東京都中央区)
株式会社タカラプロパティ	本社 (東京都豊島区)
株式会社レーベンゼストック	本社 (東京都千代田区)
株式会社日興タカラコーポレーション	本社 (神奈川県横浜市)、 東京支店 (東京都中央区)
株式会社日興プロパティ	本社 (神奈川県横浜市)
株式会社タカラレーベン西日本	本社 (愛媛県松山市)

(注) 株式会社タカラレーベンは平成29年6月27日付にて、株式会社レーベンゼストックは平成29年5月22日付にて、本社を東京都新宿区から移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
789 (105) 名	99名増 (8名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
286 (5) 名	21名増 (2名増)	34.1歳	5.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,665百万円
株 式 会 社 筑 波 銀 行	5,518
株 式 会 社 千 葉 銀 行	4,568
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	4,303
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,993
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	3,909
朝 日 信 用 金 庫	3,768
NECキャピタルソリューション株式会社	3,500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 248,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 108,249,093株（自己株式15,750,907株を除く）
- (3) 株主数 28,832名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
村山義男	25,633,600株	23.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,103,300株	2.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,545,100株	2.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,312,600株	2.14%
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	2,000,900株	1.85%
有限会社村山企画	2,000,000株	1.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,765,000株	1.63%
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,750,100株	1.62%
JP MORGAN CHASE BANK 385166	1,673,200株	1.55%
PICTET AND CIE (EUROPE) SA, LUXEMBOURG REF: UCITS	1,462,600株	1.35%

- (注) 1. 当社は、自己株式15,750,907株を保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）

		第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権
発行決議日		平成24年6月22日	平成25年4月8日	平成26年4月11日
新株予約権の数		325個	301個	323個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 130,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 120,400株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 129,200株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成24年7月10日から 平成64年7月9日まで	平成25年5月15日から 平成65年5月14日まで	平成26年5月14日から 平成66年5月13日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取 締役を除 く)	新株予約権の数 258個 目的となる株式数 103,200株 保有者数 6人	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 96,000株 保有者数 6人	新株予約権の数 211個 目的となる株式数 84,400株 保有者数 5人

		第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権
発行決議日		平成27年6月24日	平成28年4月11日	平成29年6月27日
新株予約権の数		334個	313個	320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 133,600株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 125,200株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 128,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成27年7月15日から 平成67年7月14日まで	平成28年5月11日から 平成68年5月10日まで	平成29年7月12日から 平成69年7月11日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取 締役を除 く)	新株予約権の数 225個 目的となる株式数 90,000株 保有者数 6人 (注) 3	新株予約権の数 224個 目的となる株式数 89,600株 保有者数 6人 (注) 3	新株予約権の数 220個 目的となる株式数 88,000株 保有者数 6人

- (注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
 - (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従つて新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行つたと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③平成25年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

2. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
3. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第7回A種新株予約権
発行決議日		平成29年6月27日
新株予約権の数		353個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 141,200株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成29年7月12日から 平成69年7月11日まで
行使の条件		(注) 1
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 115個 目的となる株式数 46,000株 交付者数 5人

(注) 1. ①新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できる。

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。

イ. 当社を退職したとき

ロ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

ハ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき

ニ. 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でない合理的に認められたとき

ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

2. 平成30年3月31日現在において交付時より第7回A種新株予約権の数が353個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・権利行使による減少分 353個

		第6回B種新株予約権
発行決議日		平成29年6月27日
新株予約権の数		320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 128,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり400円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成29年7月12日から 平成69年7月11日まで
行使の条件		(注) 1
使用者等への 交付状況	当社使用者	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 40,000株 交付者数 5人

- (注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等(任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。)によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でない合理的に認められたとき
 - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成30年3月31日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	むらやまよしお 村山 義 男	
代表取締役社長	しまだかずいち 島田 和 一	最高経営責任者（CEO） 兼 最高執行責任者（COO） 兼 最高財務責任者（CFO）
専務取締役	おかべたけし 岡 部 剛	執行役員投資開発本部長 (株)タカラレーベン西日本取締役 (株)レーベンゼストック代表取締役
常務取締役	てじまよしたか 手島 芳 貴	執行役員開発本部長 (株)サンウッド取締役
常務取締役	はらただゆき 原 忠 行	執行役員営業本部長 兼 第一営業グループ統括部長 兼 第1営業部長 兼 第2営業部長 (株)日興タカラコーポレーション取締役
取締役	やまもとまさし 山本 昌	執行役員総合企画本部長 兼 経営企画統括グループ統括部長 兼 人事部長 兼 経営企画部長 (株)レーベンコミュニティ取締役
取締役	たかあらかみか 高 荒 美 香	執行役員営業本部 営業統括グループ統括部長 兼 営業推進部長 兼 業務部長 (株)タカラレーベン東北取締役
取締役	しだひとし 信田 仁	
取締役	かさはらかつみ 笠原 克 美	弁護士笠原克美ライフムライト法律事務所代表
取締役	かわだけんじ 川田 憲 治	PE&HR(株)社外取締役 TMA KAWADA OFFICE代表
常勤監査役	こばやしくに 小林 邦 雄	(株)レーベンゼストック監査役 タカラアセットマネジメント(株)監査役
監査役	ほそかわたかとし 細川 高 稔	(株)タカラレーベンリアルネット監査役
監査役	きむらしゅんじ 木村 俊 治	公認会計士木村会計事務所代表 (株)プラスバリューコンサルティング代表取締役 (株)タカラプロパティ監査役

- (注) 1. ㈱タフコは、平成30年1月19日付で㈱レーベンゼストックに商号変更いたしました。
2. 取締役信田仁、取締役笠原克美及び取締役川田憲治の3氏は社外取締役であります。
3. 常勤監査役小林邦雄、監査役細川高稔及び監査役木村俊治の3氏は社外監査役であります。
4. 常勤監査役小林邦雄及び監査役細川高稔の両氏は、いずれも長年にわたり金融機関において業務に従事した経歴を持ち、また監査役木村俊治氏は、税務・会計の分野をはじめ、経営全般や内部統制に関する分野に長年携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、信田仁氏、笠原克美氏、川田憲治氏、小林邦雄氏、細川高稔氏及び木村俊治氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	変更年月日
岡 部 剛	専 務 取 締 役 兼 執行役員営業本部長 ㈱タカラプロパティ取締役 ㈱タカラレーベンリアルネット取締役 ㈱住宅情報館取締役	専 務 取 締 役 兼 執行役員投資開発本部長 ㈱タカラプロパティ取締役 ㈱タカラレーベンリアルネット取締役 ㈱タカラレーベン西日本取締役	平成29年4月1日
	専 務 取 締 役 兼 執行役員投資開発本部長 ㈱タカラプロパティ取締役 ㈱タカラレーベンリアルネット取締役 ㈱タカラレーベン西日本取締役	専 務 取 締 役 兼 執行役員投資開発本部長 ㈱タカラレーベン西日本取締役	平成29年5月25日
	専 務 取 締 役 兼 執行役員投資開発本部長 ㈱タカラレーベン西日本取締役	専 務 取 締 役 兼 執行役員投資開発本部長 ㈱タカラレーベン西日本取締役 ㈱レーベンゼストック代表取締役	平成30年1月19日

氏名	異動前	異動後	変更年月日
手島芳貴	常務取締役 兼執行役員開発本部長 兼開発統括グループ統括部長 兼開発部長 兼横浜支社長 兼エコエナジー事業部長 (株)タカラレーベン東北取締役 (株)サンウッド取締役	常務取締役 兼執行役員開発本部長 (株)タカラレーベン東北取締役 (株)サンウッド取締役	平成29年4月1日
	常務取締役 兼執行役員開発本部長 (株)タカラレーベン東北取締役 (株)サンウッド取締役	常務取締役 兼執行役員開発本部長 (株)サンウッド取締役	平成29年6月21日
原忠行	取締役 兼執行役員営業本部副本部長 (株)日興タカラコーポレーション取締役	常務取締役 兼執行役員営業本部長 兼第一営業グループ統括部長 兼第一営業部長 兼第二営業部長 (株)日興タカラコーポレーション取締役	平成29年4月1日
高荒美香	取締役 兼執行役員営業本部営業統括グループ統括部長 兼営業推進部長 兼業務部長	取締役 兼執行役員営業本部営業統括グループ統括部長 兼営業推進部長 兼業務部長 (株)タカラレーベン東北取締役	平成29年6月21日

7. (株)宅情情報館は、平成29年4月1日付で(株)タカラレーベン西日本に商号変更いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
はせがわつかひこ 長谷川隆彦	平成29年6月27日	任期満了	取締役 (株)タフコ代表取締役社長

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	410百万円 (26百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	26百万円 (26百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (6名)	437百万円 (52百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成29年6月27日開催の第45期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成27年6月24日開催の第43期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額300百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年7月16日開催の臨時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役6名 74百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 信田 仁

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役信田仁氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役 笠原克美

イ. 重要な兼職先と当社との関係

弁護士笠原克美ライムライト法律事務所の代表であります。当社は笠原克美氏が就任した平成27年6月まで、同法律事務所の代表である同氏と法律顧問契約を締結し、法律上の問題又は紛争について指導・助言を受けておりましたが、すでに当該契約は終了しております。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役笠原克美氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役 川田憲治

イ. 重要な兼職先と当社との関係

・PE&HR(株)の社外取締役であります。PE&HR(株)と当社との間には、特別の関係はありません。

・TMA KAWADA OFFICEの代表であります。TMA KAWADA OFFICEと当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

平成29年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役川田憲治氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 監査役 小林邦雄

イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社の子会社である㈱レーベンゼストック及びタカラアセットマネジメント㈱の監査役であります。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回に出席し、出席率はおよそ96%であります。出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

b. 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会19回のうち18回に出席し、出席率はおよそ94%であります。出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役小林邦雄氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑤ 監査役 細川高稔

イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社の子会社である㈱タカラレーベンリアルネットの監査役であります。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

b. 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会19回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役細川高稔氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑥ 監査役 木村俊治

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・公認会計士木村会計事務所の代表であります。公認会計士木村会計事務所と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・㈱プラスバリューコンサルティングの代表取締役であります。㈱プラスバリューコンサルティングと当社との間には、特別の関係はありません。
- ・当社の子会社である㈱タカラプロパティの監査役であります。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

b. 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会19回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役木村俊治氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保するための体制＞

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」について、取締役会において下記のとおりの基本方針を定めております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体や職務に応じ適切に保存、管理を行う。

また、総合企画本部長を情報統括管理責任者として定め、当会社内の機密事項に関する取扱いは「機密管理規程」に基づき、経営企画部長が情報管理責任者となり、適宜その管理、保全の状況報告を行うとともに、各部署の所属長は担当部署内における情報管理者として相互牽制を図り、迅速かつ確実な情報管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、または決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底する。また、その小委員会として「事業戦略」、「財務」、「IT・事務」、「コンプライアンス」といった夫々の委員会を必要に応じ設けることにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としている。また、各小委員会での協議内容は「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、適宜「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」にて報告、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告もすることで、リスク発生時を想定したうえでの迅速な意思決定を行う体制としている。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行の効率的体制を確保するために、業容の拡大に伴う経営体制の強化を図りつつ、経営全般に関する意思決定プロセスを迅速に行う。

各取締役は「取締役会規程」及び「職務権限規程」、「稟議規程」に定める、その職務執行に係る権限と稟議決裁権を遵守し、「経営会議」、「本部会議」、「営業会議」等の会議体を主催することでその職務執行に係る監督責任の資質向上を図り、効率的な運営を行う体制としている。

- (4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社長直属の独立室として内部監査室を設け、取締役会より指名を受けた内部監査室長は「内部監査規程」に基づき、各事業年度の開始にあたり、その当該年度の内部監査に係る基本計画書・実施計画書を策定し、「組織及び制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「関係会社監査」、「コンピューターシステム監査」を実施する。また、その監査内容により、各監査役及び会計監査人等との相互補完を図り、その専門的見地を含めた報告を定期的に取り締役会でも行うことにより、各取締役をはじめ、当社の従業員全般に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

- (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、各関係会社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各関係会社の経営意思を尊重しつつ、その内容と段階に応じ、取締役及び監査役を各関係会社へ派遣し、兼務させることにより、各関係会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当社の取締役会に報告する体制としている。
- ② 当社は、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、各関係会社についての経営状況と財務状況を把握し、リスクの評価・管理等を行う体制としている。
- ③ 当社は、経営企画部長が必要に応じ、当社各部署の人員を各関係会社へ派遣し、その相乗効果を図るとともに、各関係会社の取締役も含め、適宜、取締役会において活発な意見交換がされることにより、総合的な経営の効率化を確保する体制としている。
- ④ 当社は、内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を各関係会社へ実施することにより、各関係会社の取締役等及び使用人に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた際にはこれに応じるとともに、その配置等に関する具体的な内容については、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役を補助すべき使用人は、監査役から受けた指揮命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないこととし、当該使用人の変更等の人事は、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。

- (8) 当会社及び子会社の取締役及び使用人等が当会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当会社及び各関係会社は、各取締役及び全従業員が監査役会へ行う報告事項として、法定事項のほか、グループ全体の経営、財政状態、並びにその業績に重大な影響を及ぼす事項並びに内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為等、当会社にて予め定める監査役会への報告事項を、遅滞なく報告することを遵守する。

また、当会社の各監査役は、当会社が開催する取締役会へ全員出席し、客観的判断及びチェックをする際には、その十分な職歴と知識を基に活発な意見交換をし、経営全般にわたる意思決定の牽制機能の充実を図る。

- (9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当会社及び各関係会社は、監査役に報告をした者に対して、相談または通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いを受けないことを確保する体制としている。

- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

当会社は、監査役がその職務の執行について、当会社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当会社は「監査役会規程」を定め、各監査役がその監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほかに、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、かつ各関係会社の取締役会への出席、各取締役へのヒアリングも夫々の責任担当にて実施することで、グループ全体を見据えた実効性と効率性のある監査体制としている。

- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当会社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針としております。

- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当会社は、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加するなど情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当会社では、上記体制のもと、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当会社は、取締役会、監査役会、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」及び社長直属の独立室である内部監査室において、職務執行体制及び内部監査に係る諸規程に従い、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性及びコンプライアンスの状況等、当会社及び各関係会社を含むグループ全体の内部統制の整備・運用状況を検証しました。

(2) 法令遵守体制について

当会社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を毎月1回開催し、当会社及び各関係会社を含むグループ全体から、グループ各社で発生したリスク案件を報告させ、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」にて検証した結果を、取締役会に報告することで、未然防止、早期解決及び再発防止に努めました。

(3) 関係会社の経営管理体制について

各関係会社における重要事項の報告については、「関係会社管理規程」等に基づき、当該関係会社を兼務する取締役及び監査役を通じ、当会社取締役会において報告がなされたほか、定期的に各関係会社の代表取締役社長が当会社取締役会に出席し、経営状況等の報告がなされました。また、経営に関する議題を審議する経営会議においても、必要に応じて報告が行われました。

(4) 監査役の監査体制について

当会社の監査役は、監査役会を月1回以上開催し、監査役相互の情報交換を行うとともに、「監査役会規程」等に基づき、その監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほか、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、効率的かつ効果的な監査を実施しました。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	103,498	流 動 負 債	56,876
現金及び預金	29,223	支払手形及び買掛金	15,786
受取手形及び売掛金	1,539	短期借入金	18,389
販売用不動産	20,279	1年以内返済予定の長期借入金	12,838
販売用発電施設	4,090	リース債務	55
仕掛販売用不動産	44,068	未払法人税等	3,547
仕掛発電施設	29	前受金	2,177
未成工事支出金	129	賞与引当金	363
繰延税金資産	567	完成工事補償引当金	525
その他の	3,680	その他の	3,193
貸倒引当金	△110	固 定 負 債	78,191
固 定 資 産	74,437	長期借入金	75,015
有 形 固 定 資 産	66,340	社債	200
建物及び構築物	18,281	リース債務	164
機械装置及び運搬具	4,669	役員退職慰労引当金	73
工具、器具及び備品	176	退職給付に係る負債	436
土地	35,899	資産除去債務	22
リース資産	180	繰延税金負債	404
建設仮勘定	7,132	その他の	1,873
無 形 固 定 資 産	1,808	負 債 合 計	135,067
のれん	1,265	純 資 産 の 部	
リース資産	27	株 主 資 本	42,485
その他の	516	資本金	4,819
投 資 そ の 他 の 資 産	6,287	資本剰余金	4,823
投資有価証券	2,501	利益剰余金	38,717
長期貸付金	1	自己株式	△5,875
繰延税金資産	84	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	262
その他の	3,707	その他有価証券評価差額金	262
貸倒引当金	△6	新 株 予 約 権	159
繰延資産	38	純 資 産 合 計	42,907
資 産 合 計	177,975	負 債 純 資 産 合 計	177,975

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		110,851
売上原価		85,072
売上総利益		25,779
販売費及び一般管理費		13,182
営業利益		12,597
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	95	
受取手数料	109	
持分法投資損益	46	
雑収入	139	393
営業外費用		
支払利息	1,067	
雑損	131	1,198
経常利益		11,792
特別損失		
固定資産除却損	42	
固定資産売却損	4	
減損損失	593	
工事補償損失	174	
事務所移転費用	93	
債権売却損	66	974
税金等調整前当期純利益		10,817
法人税、住民税及び事業税	4,501	
法人税等調整額	△1,051	3,449
当期純利益		7,367
親会社株主に帰属する当期純利益		7,367

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 剩 余 金	利 益 剩 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年4月1日 期首残高	4,819	4,817	32,970	△5,976	36,630
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,620		△1,620
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,367		7,367
自己株式の処分		6		101	108
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	6	5,747	101	5,855
平成30年3月31日 期末残高	4,819	4,823	38,717	△5,875	42,485

	その他の包括利益累計額		新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
平成29年4月1日 期首残高	4	4	157	36,792
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,620
親会社株主に帰属する 当期純利益				7,367
自己株式の処分				108
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	257	257	2	259
連結会計年度中の変動額合計	257	257	2	6,114
平成30年3月31日 期末残高	262	262	159	42,907

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	85,603	流動負債	42,671
現金及び預金	21,395	支払手形	10,537
売掛金	543	買掛金	2,810
未収入金	1,283	短期借入金	12,875
販売用不動産	17,210	1年以内返済予定の長期借入金	8,935
販売用発電施設	4,090	リース債務	22
仕掛販売用不動産	33,976	未払金	583
仕掛発電施設	29	未払費用	43
前払費用	1,445	未払法人税等	3,078
関係会社短期貸付金	3,783	前受り金	1,895
繰延税金資産	393	預り金	1,193
その他	723	前受収益	44
貸倒引当金	△13	賞与引当金	188
固定資産	64,013	完成工事補償引当金	461
有形固定資産	54,886	その他	0
建物	13,829	固定負債	68,023
構築物	472	長期借入金	66,043
機械及び装置	2,728	預り敷金及び保証金	1,265
工具、器具及び備品	139	リース債務	15
土地	32,964	退職給付引当金	285
リース資産	15	資産除去債務	22
建設仮勘定	4,736	繰延税金負債	386
無形固定資産	835	その他	4
借地権	224	負債合計	110,694
ソフトウェア	83	純資産の部	
のれん	492	株主資本	38,499
リース資産	22	資本金	4,819
その他	12	資本剰余金	4,823
投資その他の資産	8,290	資本準備金	4,817
投資有価証券	2,473	その他資本剰余金	6
関係会社株式	3,676	利益剰余金	34,730
その他の関係会社有価証券	751	利益準備金	92
出資金	6	利益剰余金	34,638
役員権	24	特別償却準備金	352
敷金及び保証金	817	別途積立金	14,681
関係会社長期貸付金	280	繰越利益剰余金	19,603
長期未収入金	19	自己株式	△5,875
その他	259	評価・換算差額等	263
貸倒引当金	△17	その他有価証券評価差額金	263
資産合計	149,616	新株予約権	159
		純資産合計	38,921
		負債純資産合計	149,616

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高 不 動 産 売 上 高 不 動 産 賃 貸 収 入 発 電 事 業 収 入 そ の 他 の 収 益	64,457 2,164 18,239 177 85,038
売 上 原 価 不 動 産 売 上 原 価 不 動 産 賃 貸 原 価 発 電 事 業 原 価 そ の 他 の 原 価	49,838 1,517 12,995 76 64,427
売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 外 収 益	20,611 9,772 10,838
営 業 外 収 益 受 取 利 息 受 取 配 当 金 受 取 手 数 料 雑 収 入	6 155 74 97 333
営 業 外 費 用 支 払 利 息 雑 損 失 経 常 利 益	847 110 958
特 別 損 失 固 定 資 産 除 却 損 失 減 損 損 失 工 事 補 償 損 失 事 務 所 移 転 費 用 債 権 売 却 損 失	27 593 174 88 9 893
税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	9,320 3,909 △966 2,943
当 期 純 利 益	6,376

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計
		資本準備金	そ の 資 剰 余	の 他 本 金 剰 余	資 剰 合 計	本 金 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金		
							特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成29年4月1日期首残高	4,819	4,817	—	4,817	92	2,590	14,681	12,609	29,974		
事業年度中の変動額											
特別償却準備金の積立						1			△1	—	
特別償却準備金の取崩							△2,239		2,239	—	
剰余金の配当									△1,620	△1,620	
当期純利益									6,376	6,376	
自己株式の処分			6	6							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	6	6	—	△2,237	—	6,994	4,756		
平成30年3月31日期末残高	4,819	4,817	6	4,823	92	352	14,681	19,603	34,730		

	株 主 資 本			評価・換算差等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 値 証 券 額	評 価 ・ 換 算 差 等 合 計			
平成29年4月1日期首残高	△5,976	33,634	5	5	157	33,797	
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の積立		—				—	
特別償却準備金の取崩		—				—	
剰余金の配当		△1,620				△1,620	
当期純利益		6,376				6,376	
自己株式の処分	101	108				108	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			257	257	2	259	
事業年度中の変動額合計	101	4,864	257	257	2	5,124	
平成30年3月31日期末残高	△5,875	38,499	263	263	159	38,921	

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月21日

株式会社 タカラレーベン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金 子 勝 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカラレーベンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラレーベン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社はメガソーラー発電施設を譲渡する旨の売買契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月21日

株式会社 タカラレーベン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金 子 勝 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカラレーベンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社はメガソーラー発電施設を譲渡する旨の売買契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月22日

株式会社タカラレーベン 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 小 林 邦 雄 ㊟

監 査 役（社外監査役） 細 川 高 稔 ㊟

監 査 役（社外監査役） 木 村 俊 治 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当期の堅調な業績及び今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当につきましては、以下のとおり増配いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11.0円（前期末に比べ1円増配）

配当総額 1,190,740,023円

なお、中間配当金として1株につき金5.0円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金16.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の当事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第44条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- (3) 上記のほか、条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. ～23. (条文省略)	1. ～23. (現行どおり)
(新 設)	<u>24. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</u>
(新 設)	<u>25. 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業および住宅宿泊仲介業</u>
<u>24.</u> (条文省略)	<u>26.</u> (現行どおり)
第3条～第43条 (条文省略)	第3条～第43条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
第44条～第46条 (条文省略)	第45条～第47条 (現行どおり)

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、社外取締役3名を含む取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	むらやまよしお 村山義男 (昭和20年8月28日生)	昭和47年9月 当社設立 専務取締役 昭和48年3月 当社代表取締役社長 平成24年4月 当社代表取締役社長 兼最高経営責任者(CEO) 平成26年4月 当社代表取締役会長 平成28年6月 当社取締役会長(現任)	25,633,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 村山義男氏は、当社で長年にわたり経営に携わり、平成28年6月に当社取締役会長に就任して以来、豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	しまだかずいち 島田和一 (昭和40年12月4日生)	昭和62年5月 当社入社 平成10年6月 当社取締役開発部長 平成12年6月 当社常務取締役開発本部長 本社開発部長兼建築部長 平成18年6月 当社代表取締役副社長 兼開発本部長 平成24年4月 当社代表取締役副社長 兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO) 兼総合企画本部長 平成26年4月 当社代表取締役社長 兼最高経営責任者(CEO) 兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO)(現任)	648,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 島田和一氏は、平成26年4月に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値の向上に向けて強いリーダーシップを発揮しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ 3	しみずかずゆき 清水一孝 (昭和38年8月16日生)	昭和62年4月 トヨタ自動車(株)入社 平成16年10月 (株)レーベンコミュニティ入社 平成19年4月 同社 取締役 平成21年5月 同社 常務取締役 平成26年5月 同社 専務取締役 平成28年5月 同社 代表取締役副社長	11,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 清水一孝氏は、グループ会社の代表取締役副社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、不動産業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、新たに取締役候補者としております。</p>			
4	おかべたけし 岡部剛 (昭和39年12月29日生)	平成10年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役営業部長 平成21年3月 当社取締役営業本部長 兼営業部長兼戸建事業部長 兼統括部長兼お客様相談室長 平成24年4月 当社常務取締役 兼執行役員営業本部長 兼営業部長兼営業推進部長 兼営業企画室長 平成27年4月 当社専務取締役 兼執行役員営業本部長 平成29年4月 当社専務取締役 兼執行役員投資開発本部長 (現任) [重要な兼職の状況] ・(株)レーベンゼストック代表取締役	80,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 岡部剛氏は、営業部門での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	てじまよしたか 手島芳貴 (昭和49年5月31日生)	平成9年3月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員開発本部開発部長 平成24年6月 当社取締役 兼執行役員開発本部長 兼建築部長兼商品企画部長 平成27年4月 当社常務取締役 兼執行役員開発本部長 兼開発1部部長 兼エコエナジー事業部長 平成28年4月 当社常務取締役 兼執行役員開発本部長 兼開発統括グループ統括部長 兼開発部長兼都市再生部長 兼横浜支社長 平成29年4月 当社常務取締役 兼執行役員開発本部長 平成30年4月 当社専務取締役 兼執行役員開発本部長（現任） [重要な兼職の状況] ・(株)サンウッド取締役	65,100株
【取締役候補者とした理由】 手島芳貴氏は、開発部門での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	はらただゆき 原 忠 行 (昭和52年12月4日生)	平成14年8月 当社入社 平成22年4月 当社営業本部第一営業部長 平成23年10月 当社執行役員営業本部 第一営業部長 平成24年6月 当社取締役兼執行役員営業本部 第一営業部長 平成26年4月 当社取締役兼執行役員営業本部 第一営業グループ長 平成27年4月 当社取締役兼執行役員営業本部 第一営業グループ統括部長 平成28年4月 当社取締役兼執行役員営業本部 副本部長 平成29年4月 当社常務取締役兼執行役員営業 本部長 兼第一営業グループ統括部長 兼第1営業部長兼第2営業部長 平成30年4月 当社常務取締役兼執行役員営業 本部長 (現任)	41,800株
【取締役候補者とした理由】 原忠行氏は、営業部門での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	やまもとまさし 山本 昌 (昭和35年1月11日生)	平成18年4月 ㈱三井住友銀行 上田法人営業部長 平成21年4月 同銀行 蒲田法人営業部長 平成23年4月 同銀行 札幌法人営業部長 平成26年4月 同銀行 理事 東京都心法人営業 本部長 兼東京東法人営業本部長 兼東日本広域法人営業本部長 平成28年5月 当社入社 総合企画本部総務部長 平成29年6月 当社取締役兼執行役員総合企画本 部長 兼経営企画統括グループ統括部長 兼人事部長兼経営企画部長 平成30年4月 当社取締役兼執行役員総合企画本 部長 兼経営企画統括グループ統括部長 兼経営企画部長(現任) [重要な兼職の状況] ・㈱レーベンコミュニティ取締役	13,500株
【取締役候補者とした理由】 山本昌氏は、金融機関での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	たかあらみか 高荒美香 (昭和41年8月8日生)	平成12年1月 当社入社 平成26年4月 当社営業本部 営業統括グループ長 兼営業推進部長兼営業企画室長 平成27年4月 当社執行役員営業本部 営業統括グループ統括部長 兼営業推進部長兼業務部長 平成28年6月 当社取締役兼執行役員営業本部 営業統括グループ統括部長 兼営業推進部長兼業務部長 平成30年4月 当社取締役兼執行役員営業本部 営業統括グループ統括部長 (現任) [重要な兼職の状況] ・㈱タカラレーベン東北取締役	70,000株
【取締役候補者とした理由】 高荒美香氏は、営業統括部門での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。			
9	しだひとし 信田仁 (昭和12年5月25日生)	昭和36年4月 ㈱日本相互銀行 (現㈱三井住友銀行) 入行 平成2年6月 ㈱さくら銀行 (現㈱三井住友銀行) 取締役赤坂支店長 平成4年6月 同銀行 常務取締役 平成6年6月 ㈱太平洋銀行 (現㈱三井住友銀行) 頭取 平成9年6月 ㈱陽栄 代表取締役 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	247,300株
【取締役候補者とした理由】 信田仁氏は、金融機関や事業会社において経営に携わっており、経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておりますことから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
10	かさほらかつみ 笠原 克美 (昭和15年4月21日生)	昭和42年10月 司法試験合格 昭和45年4月 判事補任官 昭和48年5月 弁護士名簿登録(登録番号13897) 東京弁護士会入会 倉田靖平法律事務所入所 昭和49年4月 小原正列法律事務所入所 昭和49年5月 東京弁護士会 図書館及び会館 委員会副委員長 昭和51年4月 日本弁護士連合会 本部東京都 支部法律扶助審査委員 昭和52年4月 日本弁護士連合会 交通事故相談 センター問題協議会委員 昭和54年4月 東京弁護士会 常議員 昭和54年5月 弁護士笠原克美法律事務所 (現弁護士笠原克美ライムライト法 律事務所) 開設(現任) 昭和55年4月 東京弁護士会 財務委員会副委員長 昭和61年4月 東京弁護士会 会館委員会副委員長 昭和62年4月 東京弁護士会 人権擁護委員会 副委員長 昭和62年5月 財団法人日本クレジットカウン セリング協会 カウンセラー業務 担当弁護士 平成11年5月 財団法人日本クレジットカウン セリング協会 評議員 平成25年4月 公益財団法人日本美術刀剣保存協 会 顧問弁護士・倫理委員(現任) 平成25年7月 公益財団法人全日本弓道連盟監事 当社社外取締役(現任) 平成27年6月	37,200株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>笠原克美氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
11	かわだけんじ 川田 憲治 (昭和25年3月29日生)	平成15年5月 ㈱りそなホールディングス 代表取締役社長 平成15年6月 ㈱りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長 平成18年6月 ㈱埼玉りそな銀行代表取締役社長 ㈱りそなホールディングス 執行役グループ戦略部担当 平成21年6月 りそな総合研究所(株) 理事長 平成23年4月 ㈱富士通総研 常任理事 平成28年1月 TMA KAWADA OFFICE 代表(現任) 平成28年4月 ㈱富士通総研 顧問 平成29年6月 当社社外取締役(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由】 川田憲治氏は、金融機関や事業会社において経営に携わっており、経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておりますことから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 信田仁氏、笠原克美氏及び川田憲治氏は社外取締役候補者であります。
4. 信田仁氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 笠原克美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 川田憲治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、信田仁氏、笠原克美氏及び川田憲治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、信田仁氏、笠原克美氏及び川田憲治氏の再任が承認された場合は、3氏の間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、信田仁氏、笠原克美氏及び川田憲治氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が再任された場合には、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は笠原克美氏が就任した平成27年6月まで、同氏と法律顧問契約を締結し、法律上の問題又は紛争について指導・助言を受けておりましたが、すでに当該契約は終了しております。また、当期においては、当社は同氏に対し、就任前より依頼していた業務について報酬を支払っておりますが、当社からの支払い報酬額は480万円程度と僅少であるため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
10. 川田憲治氏は、当社の借入先である株式会社りそな銀行の持株会社である株式会社りそなホールディングスの元代表執行役社長ですが、同行からの借入は借入金額のおよそ3.7%以下であり、また、同社の執行役を退任されてからすでに9年以上が経過しております。そのため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小林邦雄及び同細川高稔はの2名は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ 1	えんどうまこと 遠藤 誠 (昭和30年9月2日生)	昭和53年4月 商工組合中金金庫 (現(株)商工組合中央金庫) 入庫 平成11年7月 同社 久留米支店 支店長 平成13年7月 同社 検査部 検査役 平成15年7月 同社 資金証券業務室 室長 平成16年3月 同社 市場業務室 室長 平成18年8月 同社 国際部 部長 平成19年8月 ポリマテック(株) 出向 平成22年9月 ポリマテック(株) 転籍 平成23年10月 商工中金カード(株) 常務取締役	—
<p>【社外監査役候補者とした理由】 遠藤誠氏は、長年にわたり金融機関や事業会社に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ 2	ほんまあさみ 本間朝美 (昭和34年1月21日生)	昭和56年4月 ㈱埼玉銀行 (現㈱りそな銀行) 入行 平成11年11月 ㈱あさひ銀行 (現㈱りそな銀行) 新狭山支店長 平成13年10月 同銀行 池袋支店長 平成15年3月 ㈱りそな銀行 池袋支店営業第二部長 平成16年4月 エスケーアイ㈱ 出向 関東法人営業部長 平成17年1月 医療法人敬寿会相武病院 出向 事務部次長 平成17年9月 りそなビジネスサービス㈱ 出向 北浦和調査センター業務役 平成19年2月 同社 ローン融資統括部業務役 平成20年7月 同社 ローン融資サポート部長 平成22年2月 りそなビジネスサービス㈱ 転籍 ローン融資サポート部長 平成26年7月 同社 経営企画部 アドバイザー 平成26年10月 同社 経営企画部長 平成27年4月 同社 執行役員 経営企画部副担当兼経営企画部長 平成28年4月 同社 取締役 市場外為部門担当兼業務支援部門 副担当 平成28年6月 同社 取締役 業務支援部門担当兼市場外為部門 担当兼オペレーション業務部門副 担当 平成28年10月 同社 取締役 業務支援部門(経営企画部・リスク 管理部) 担当 平成29年4月 同社 常務取締役 企画・リスク統括部門担当(現任)	—
【社外監査役候補者とした理由】 本間朝美氏は、長年にわたり金融機関や事業会社に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役候補者としております。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 遠藤誠氏及び本間朝美氏は社外監査役候補者であります。
4. 遠藤誠氏及び本間朝美氏の選任が承認された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 遠藤誠氏及び本間朝美氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おおつぼまさのり 大坪正典 (昭和32年10月24日生)	昭和55年4月 大坪春之会計事務所 入所 昭和59年4月 西尾公認会計士事務所 入所 昭和61年9月 大坪正典税理士事務所 開設 平成26年5月 ㈱レーベンコミュニティ監査役(現任)	—

【補欠監査役候補者とした理由】

大坪正典氏は、税理士として、税務・会計の分野をはじめ経営全般や内部統制に関する分野に長年携わっており、税理士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 大坪正典氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

<インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、平成30年6月26日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。
- (2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として、お取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到達した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせについて

(1) 本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング南館 4階『鉄鋼カンファレンスルーム』
電話 03 (6630) 2756



- 最寄り駅：JR東京駅八重洲北口、日本橋駅 徒歩約2分
地下鉄丸ノ内線東京駅 徒歩約6分
〃 東西線 大手町駅 B10出口より徒歩約1分
〃 千代田線大手町駅 〃
〃 半蔵門線大手町駅 〃
〃 三田線 大手町駅 〃
地下鉄東西線 日本橋駅 A3出口より徒歩約3分
〃 銀座線 日本橋駅 〃
〃 都営浅草線日本橋駅 〃